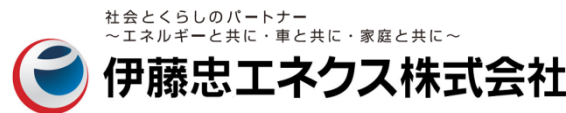


お客様 各位



## 電気需給約款変更（予定）に関するお知らせ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

伊藤忠エネクス株式会社（本社：東京都千代田区、代表取締役社長 CEO：吉田朋史、以下「当社」）では、一般送配電事業者が各種制度・単価の変更を予定していることに加え、昨今の電力市場環境の変化も踏まえ、2025年4月1日より当社の電気需給約款の見直しを予定しております。

対象約款及び主な変更内容につきましては、以下の通りです。

### 1. 制限中止割引<sup>※1</sup>の廃止（全約款）

2025年3月31日をもって、一般送配電事業者が制限中止割引を廃止することに伴い、本割引の適用を廃止いたします。

### 2. 分割供給<sup>※2</sup>の導入に伴う部分供給の廃止（全約款）

経済産業省において、分割供給の導入につき、整理がなされたことを踏まえ、現行の部分供給は2025年6月30日をもって廃止される予定です。これに伴い、部分供給に関する記載を削除し、分割供給にかかる記載を追記いたします。

### 3. 託送料金に係る電気料金単価の見直し（全約款）

レベニューキャップ制度における「託送供給等に係る収入の見通し<sup>※3</sup>」に基づき、一般送配電事業者により託送料金の設定や見直しがなされた場合、その変動分を踏まえ、当社電気料金単価への反映を予定しております。

※1：制限中止割引とは、自然災害に伴う送配電設備の故障や設備保全工事等による停電等、需要者の電気の使用を制限または中止した場合に基本料金を割り引くものです。

※2：分割供給とは、複数の小売電気事業者が1つの需要場所に電力を供給するものです。

※3：託送供給等に係る収入の見通しとは、レベニューキャップ制度に基づき、一般送配電事業者が託送供給等業務を能率的かつ適正に運営するために通常必要と見込まれる収入を算定したものです。

上記変更の詳細につきましては、内容確定次第、速やかにお知らせいたします。今後とも変わらぬご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

#### 【本件に関するお問い合わせ先】

伊藤忠エネクス株式会社

電力・ユーティリティ部門 電力法人営業部

TEL：03-4233-8041、E-mail：PU-hanbai@itcenex.com